

2 不当労働行為救済申立事件の審査

(1) 概況

令和3年度の不当労働行為救済申立事件の取扱いは、前年度からの繰越が15件であった。このうち14件(93.3%)が公務員関係、1件(6.7%)は民間関係であった。15件とも終結した。

第1表 取扱件数

区分	年度	前年度 繰越	新規	計	処理状況	
					終結	繰越
元年度		15		15	1	14
2年度		14	1	15		15
3年度		15		15	15	
計		44	1	45	16	29

第2表 救済申立内容区分

区分	年度	元年度		2年度		3年度		計	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
解雇									
不利益処分									
団交拒否				1	100.0%			1	100.0%
支配介入									
計			—	1	—		—	1	—

(注) 同一事件で救済内容が数項目にわたるものは、主要な1項目のみ取り上げて計上した。

第3表 事件処理区分

区分	年度	元年度		2年度		3年度		計	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
終結	取 下					4	26.7%	4	25.0%
	却 下					10	66.7%	10	62.5%
	棄 却								
	救 済	1	100.0%			1	6.7%	2	12.5%
	和 解								
	移 送								
計		1	—		—	15	—	16	—
翌年度繰越		14	—	15	—		—	—	—

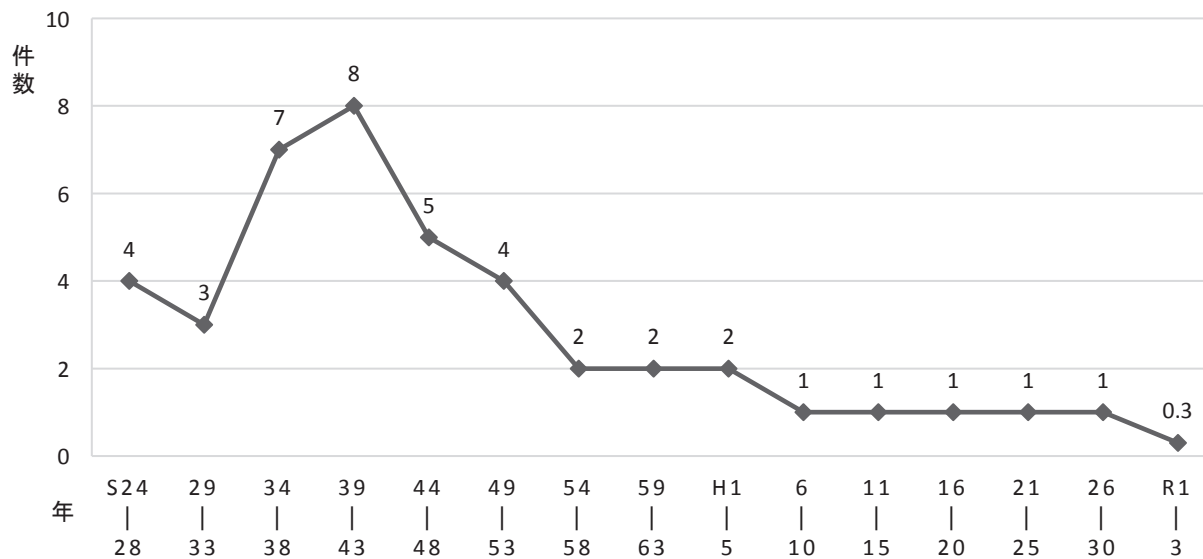
(2) 取扱事件一覧

(前年度からの繰越)

事件番号	受付日	請求する救済内容の要旨	処理状況	担当委員	
				審査委員	参与委員
昭和45年(不)9～11号併合事件	S45.11.4	7条1号 1 懲戒処分の取消し 2 給与上の不利益回復 3 陳謝文の交付	却下	公益委員の全員	池澤 長瀧
昭和46年(不)1号事件	S46.1.21	7条1号 1 懲戒処分の取消し 2 給与上の不利益回復 3 陳謝文の交付	却下	公益委員の全員	池澤 長瀧
昭和51年(不)1～10号併合事件	S51.2.25	7条1号 1 懲戒処分の取消し 2 給与上の不利益回復 3 陳謝文の交付	3～6号取下 1, 2, 7～10号却下	公益委員の全員	池澤 長瀧
令和2年(不)1号事件	R2.7.17	7条2号 1 団交の応諾 2 謝罪文の手交等 3 慰謝料の支払	R3.4.12一部救済	山岡 高林	筒井 三宮

(注) 事件番号は、暦年による。

(3) 申立件数の推移



(注) 5年ごとの平均値